重要事項説明・ご加入内容確認事項

※この「重要事項説明」は、加入申込みのお手続きの際にご覧いただく画面を PDF 化したものであり、リンク、ボタンを押してもページは切り替わりませんのでご了承ください。

「重要事項説明」の内容および「ご加入内容確認事項」をご確認ください。

【重要事項説明】

情報ｾｷｭﾘﾃｨの観点から、お申込の確定まで 30 分以内に実施いただく必要があります。重要事項説明の内容は、時間制限のないﾄﾞｺﾓの PC 版ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ（ｺﾁﾗ）にも掲載しておりますので、ゆっくりご確認いただきたい場合は、そちらをご確認ください。

※すべての内容を記載しているものではありません。詳細は「普通保険約款および特約」をご確認ください。
※加入者と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合は、本説明の内容を被保険者全員にご説明ください。

●重要事項説明はｺﾁﾗ。

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報が掲載されています。必ず最後までお読みください。

重要事項説明は電子ﾌｧｲﾙでの提供となります。「ﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ」ﾎﾞﾀﾝをｸﾘｯｸし、電子ﾌｧｲﾙを保存されることをおすすめします。

ダウンロード

※この画面からﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞできない場合には、ﾊﾟｿｺﾝ等にてﾄﾞｺﾓの PC 版ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ（ｺﾁﾗ）からﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞしてください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるようにご加入いただく

保険商品がご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご入力いただいていること等を確認させていただくためのものです。ｺﾁﾗをご確認ください。

≪お申込みに際して≫
以下のご案内・ご説明事項につきまして、改めて内容をご確認される場合は、各項目のﾘﾝｸをｸﾘｯｸしてください。

・補償項目のご説明
・普通保険約款および特約
・勧誘方針

「重要事項説明」の内容および「ご加入内容確認事項」にご同意いただける場合、かつ電子ﾌｧｲﾙでの提供にご承諾いただける場合は、「同意する」をｸﾘｯｸしてください。

同意する

戻る

重要事項説明①

ｽﾀｰﾄ ・・・■・■

情報ｾｷｭﾘﾃｨの観点から、お申込みの確定まで 30 分以内に実施いただく必要があります。重要事項説明の内容は、時間制限のないﾄﾞｺﾓの PC 版ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ（ https://www.nttdocomo.co.jp/service/convenience/insurance/onetime_insurance/golfer/）にも掲載しておりますので、ゆっくりご確認いただきたい場合は、そちらをご確認ください。

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報が掲載されています。必ず最後までお読みください。加入者と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合は、本内容を加入者から被保険者にご説明ください。
※すべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「約款」をご確認ください。

Ⅰ．ご加入前におけるご確認事項

1.本保険の仕組み
2.基本となる補償および主な特約の概要
3.補償の重複に関するご注意
4.保険金額の設定
5.保険期間および補償の開始・終了時期
6.保険料の決定と払込方法等
7.満期返れい金・契約者配当金

Ⅱ. ご加入時におけるご注意事項
1.告知義務
2.ｸｰﾘﾝｸﾞｵﾌ(加入申込みの撤回)

下記内容に同意する

重要事項説明

本保険は、東京海上日動火災保険株式会社等（以下、「引受保険会社」といいます。）＊ を引受保険会社とし、株式会社 NTT ﾄﾞｺﾓ（以下「当社」といいます。）をその幹事代理店とし、当社を保険契約者とし、加入者または加入者が指定した方を被保険者（保険の対象となる方）とする一般包括契約（以下、「保険」といいます。）です。また、本保険は、FOMA サービス、Xi サービスもしくは 5G サービス（以降、総称して「通信サービス」といいます）の契約者（以降「回線契約者」といいます）がご加入いただけます。

＊ 本保険は複数の保険会社による共同保険契約です。引受保険会社と引受割合はｺﾁﾗをご覧ください。

※当社は、引受保険会社の幹事代理店として、保険契約の締結・保険料の領収・ご契約の管理等の業務を行います。したがいまして、当社との間で有効に成立したご契約については、引受保険会社と直接契約されたものとなります。また、当社の業務委託先である株式会社エヌ・ティ・ティ・イフは、引受保険会社の代理店として、各種お問い合わせを承ります。なお、事故受付時の業務は引受保険会社が行います。

※引受保険会社についてご不明な点がございましたら、ドコモの保険お問い合わせセンターまでご連絡ください。

●本説明で用いる用語の解説

・契約概要：保険商品の内容をご理解いただくための事項

・注意喚起情報：ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

Ⅰ．ご加入前におけるご確認事項

1.本保険の仕組み＜契約概要＞

国内外でのｺﾞﾙﾌ場、ｺﾞﾙﾌ練習場敷地内でｺﾞﾙﾌの練習、競技または指導＊1 中に「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がｹｶﾞ＊2 をした場合に保険金をお支払いします。

＊1　ｺﾞﾙﾌの練習、競技または指導に付随してｺﾞﾙﾌ場、ｺﾞﾙﾌ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

＊2　ｹｶﾞには、有毒ｶﾞｽまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびｳｲﾙｽ性食中毒は含みません。なお、職業病、ﾃﾆｽ肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くｹｰｽについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

基本となる補償およびその他の主な特約等は以下の通りです。

●基本となる補償：傷害補償(ｹｶﾞに関する補償)+ｺﾞﾙﾌ中の傷害危険のみ補償特約

●補償内容を追加する特約：個人賠償責任補償特約+ｺﾞﾙﾌ賠償責任補償特約、携行品特約+ｺﾞﾙﾌ用品補償特約、ﾎｰﾙｲﾝﾜﾝ･ｱﾙﾊﾞﾄﾛｽ費用補償特約

●被保険者(保険の対象となる方)の範囲：ご本人が保険の対象となります。

※個人賠償責任補償特約において、ご本人が未成年者または責任無能力者である場合は、ご本人の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます（ご本人に関する事故に限ります。)。

ﾍﾟｰｼﾞﾄｯﾌﾟへ

2.基本となる補償および主な特約の概要

①基本となる補償＜契約概要・注意喚起情報＞

国内外でのｺﾞﾙﾌ場、ｺﾞﾙﾌ練習場敷地内でｺﾞﾙﾌの練習、競技または指導＊1 中に「急激かつ偶然な外来の事故」により、被保険者がｹｶﾞ＊2 をした場合に保険金をお支払いします。

＊1　ｺﾞﾙﾌの練習、競技または指導に付随してｺﾞﾙﾌ場、ｺﾞﾙﾌ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

＊2　ｹｶﾞには、有毒ｶﾞｽまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびｳｲﾙｽ性食中毒は含みません。なお、職業病、ﾃﾆｽ肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くｹｰｽについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきｹｶﾞの程度が重大となった場合は、その影響がなかったときに相当する金額が引受保険会社からお支払いされます。

保険金をお支払いする主な場合およびお支払いしない主な場合は以下のとおりです。
詳細は「約款」をご確認ください。

●引受保険会社が保険金をお支払いする主な場合
■死亡保険金
事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合
⇒死亡・後遺障害保険金額の全額がお支払いされます。
※1 事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額がお支払いされます。

■後遺障害保険金
事故の日からその日を含めて 180 日以内に身体に後遺障害が生じた場合
⇒後遺障害の程度に応じて死亡・後　　遺障害保険金額の 4%～100%がお支払いされます。
※1 事故について、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

■入院保険金
医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて 180 日以内に入院された場合
⇒入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額がお支払いされます。ただし、事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1 事故について 180 日を限度とします。
※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のｹｶﾞをされても入院保険金は重複してはお支払いされません。

■手術保険金
治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*3 または先進医療*4 に該当する所定の手術を受けられた場合

⇒入院保険金日額の 10 倍（入院中の手術）または 5 倍（入院中以外の手術）の額がお支払いされます。ただし、1 事故について事故の日からその日を含めて 180 日以内に受けた手術 1 回に限ります。*5

*3 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
*4 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動します。）。
*5　1 事故に基づくｹｶﾞに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の 10 倍の額のみお支払いされます。

■通院保険金
医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて 180 日以内に通院（往診を含みます。）された場合
⇒通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額がお支払いされます。ただし、事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後の通院に対しては、お支払いされません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1 事故について 90 日を限度とします。

※入院保険金と重複してはお支払いされません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いされません。
※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等のためにギプス等*6 を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。

*6 ｷﾞﾌﾟｽ、ｷﾞﾌﾟｽｼｰﾈ、ｷﾞﾌﾟｽｼｬｰﾚ、ｼｰﾈその他これらに類するものをいい、頸椎固定用ｼｰﾈ、頸椎ｶﾗｰ、頸部のｺﾙｾｯﾄ、鎖骨固定帯、胸部固定帯、肋骨固定帯、軟性ｺﾙｾｯﾄ、ｻﾎﾟｰﾀｰ、ﾃｰﾋﾟﾝｸﾞその他着脱が容易なものは除きます。

●引受保険会社が保険金をお支払いしない主な場合
・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたｹｶﾞ
・被保険者の故意または重大な過失によって生じたｹｶﾞ
・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたｹｶﾞ（その方が受け取るべき金額部分）
・被保険者の闘争行為・自殺行為・犯罪行為によって生じたｹｶﾞ
・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたｹｶﾞ

・脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたｹｶﾞ
・妊娠、出産、早産または流産によって生じたｹｶﾞ
・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるｹｶﾞを治療する場合を除きます。）によって生じたｹｶﾞ
・ﾋﾟｯｹﾙ等の登山用具を使用する山岳登はん、ﾊﾝｸﾞｸﾞﾗｲﾀﾞｰ搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったｹｶﾞ
・ｵｰﾄﾊﾞｲ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、ﾌﾟﾛﾎﾞｸｻｰ等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったｹガ
・自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのﾌﾘｰ走行等を行っている間に生じた事故によって被ったｹｶﾞ
・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
・ﾊﾟﾀｰｺﾞﾙﾌ等ｺﾞﾙﾌ類似のｽﾎﾟｰﾂ
等

②主な特約の概要＜契約概要＞

詳細は「約款」をご確認ください。
ｺﾞﾙﾌｧｰ保険にｾｯﾄされる主な特約は以下のとおりです。

■個人賠償責任補償特約＋ｺﾞﾙﾌ賠償責任補償特約
＜引受保険会社が保険金をお支払いする主な場合＞
国内外においてｺﾞﾙﾌの練習、競技または指導＊1 中に他人（ｷｬﾃﾞｨを含みます。）にｹｶﾞ等をさせたり、他人の財物を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合
⇒1 事故について保険金額を限度に保険金がお支払いされます。

※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として引受保険会社が行います。
※引受保険会社との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や被保険者に損害賠償責任がない場合等には、引受保険会社は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。
※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金がお支払いされる場合があります。
※被保険者またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

＊1 ｺﾞﾙﾌの練習、競技または指導に付随してｺﾞﾙﾌ場、ｺﾞﾙﾌ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

＜引受保険会社が保険金をお支払いしない主な場合＞
・ご契約者または被保険者等の故意によって生じた損害
・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
･被保険者およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって被保険者が被る損害
・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって被保険者が被る損害
・借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって被保険者が被る損害
・心神喪失に起因する損害賠償責任によって被保険者が被る損害
・航空機、船舶、車両＊2 または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって被保険者が被る損害
・ﾊﾟﾀｰｺﾞﾙﾌ等ｺﾞﾙﾌ類似のｽﾎﾟｰﾂ
等

＊2 ｺﾞﾙﾌ場構内におけるｺﾞﾙﾌ･ｶｰﾄを除きますが、運転するｺﾞﾙﾌ･ｶｰﾄ自体の損壊等は補償の対象となりません。

■携行品特約＋ｺﾞﾙﾌ用品補償特約
＜引受保険会社が保険金をお支払いする主な場合＞
国内外でのｺﾞﾙﾌ場、ｺﾞﾙﾌ練習場敷地内で、被保険者が所有するｺﾞﾙﾌ用品に次の損害が生じた場合
●ｺﾞﾙﾌ用品の盗難（ただし、ｺﾞﾙﾌﾎﾞｰﾙの盗難については、他のｺﾞﾙﾌ用品と同時に生じた場合に限ります。）
●ｺﾞﾙﾌｸﾗﾌﾞの破損、曲損＊3
⇒損害額（修理費）から免責金額（自己負担額）を差し引いた額が、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いされます。ただし、損害額は時価額*4 を限度とします。

※ｺﾞﾙﾌ用品とは、ｺﾞﾙﾌｸﾗﾌﾞ、ｺﾞﾙﾌﾎﾞｰﾙ、ｺﾞﾙﾌｼｭｰｽﾞ、ｺﾞﾙﾌﾊﾞｯｸﾞ、ｺﾞﾙﾌｳｪｱ等ｺﾞﾙﾌ用に設計された物のほか、被服類ならびにそれらを収容するﾊﾞｯｸﾞ類をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ﾊﾝﾄﾞﾊﾞｯｸﾞ等の携行品は含みません。
※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする

場合があります。
※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

＊3 破損、曲損が生じたｺﾞﾙﾌｸﾗﾌﾞの損害に限ります。
＊4 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。

＜引受保険会社が保険金をお支払いしない主な場合＞
・ご契約者、被保険者またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害
・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
・被保険者の闘争行為・自殺行為・犯罪行為による損害
・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害
・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害
・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害
・自然の消耗またはさび・かび等による損害
・すり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち等の単なる外観上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
・電気的または機械的事故に起因する損害
・保険の対象の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）に起因する損害
・ｺﾞﾙﾌﾎﾞｰﾙのみの盗難による損害
等

■ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
＜引受保険会社が保険金をお支払いする主な場合＞
国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてパー35以上の9ホールを正規にラウンドし、1名以上の他の競技者を同伴したゴルフのプレー中に、下記のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合
●同伴競技者および同伴キャディ等＊5 の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス（公式競技の場合は、同伴競技者または同伴キャディ等＊5のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス）
●記録媒体に記録されたビデオ映像等により客観的に達成を確認できるホールインワンま

たはアルバトロス
⇒達成のお祝いとして実際にかかった費用等*6 が、1 回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いされます。

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
※被保険者またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
※「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいていても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。
既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。

＊5 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、被保険者または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。
＊6 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。

＜引受保険会社が保険金をお支払いしない主な場合＞
・被保険者がゴルフ場の経営者である場合、その被保険者が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス
・被保険者がゴルフ場の使用人である場合、その被保険者が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス
・ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス
・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ
等

ﾍﾟｰｼﾞﾄｯﾌﾟへ

3. 補償の重複に関するご注意＜注意喚起情報＞

被保険者またはそのご家族が、個人賠償責任補償特約、携行品特約またはホールインワン・アルバトロス費用補償特約と補償内容が同様の保険契約*1 を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、ご加入をご検討ください。*2

*1　ｺﾞﾙﾌｧｰ保険以外の保険契約にｾｯﾄされる特約や他の保険会社の保険契約を含みます。
*2　個人賠償責任補償特約、携行品特約またはホールインワン・アルバトロス費用補償特約を 1 契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

ﾍﾟｰｼﾞﾄｯﾌﾟへ

4. 保険金額の設定＜契約概要＞

本保険は所定のﾌﾟﾗﾝにのみご加入いただける商品です。ご契約ﾌﾟﾗﾝは申込画面にてご確認ください。

ﾍﾟｰｼﾞﾄｯﾌﾟへ

5. 保険期間および補償の開始・終了時期＜契約概要・注意喚起情報＞

本保険の保険期間は、加入手続きを完了した時刻*1 より開始し、翌日の午後 12 時(翌日の 24 時)に終了します。
*1 プレー日前日以前に加入手続きを完了した場合は、プレー日の午前 0 時となります。

ﾍﾟｰｼﾞﾄｯﾌﾟへ

6.保険料の決定と払込方法等

①保険料の決定の仕組み＜契約概要＞

保険料はご契約ﾌﾟﾗﾝによって決定されます。実際にお支払いいただく保険料相当額については、申込画面にてご確認ください。

②保険料相当額の払込方法＜契約概要・注意喚起情報＞
・加入者には、保険料に相当する金額を当社に対し、お支払いいただきます。
・保険料相当額は、通信サービスの翌月のご利用料金とともにお支払いいただきます。

ﾍﾟｰｼﾞﾄｯﾌﾟへ

7. 満期返れい金･契約者配当金<契約概要>

本保険には、満期返れい金･契約者配当金はありません。

ﾍﾟｰｼﾞﾄｯﾌﾟへ

Ⅱ. ご加入時におけるご注意事項

1. 告知義務＜注意喚起情報＞

画面に★が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に正確に入力してください。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実をお答えいただかない場合は、ご加入を解除し、引受保険会社から保険金がお支払いされないことがありますので、ご注意ください（代理店である当社には告知受領権があります。）。本保険の告知事項は、以下の事項となります。

〇他の保険契約等*1 の有無

*1「他の保険契約等」とは、この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、引受保険会社にて保険のお引受けができない場合があります。

ﾍﾟｰｼﾞﾄｯﾌﾟへ

2. ｸｰﾘﾝｸﾞｵﾌ（加入申込みの撤回）<注意喚起情報>

本保険はｸｰﾘﾝｸﾞｵﾌの対象となりませんので、ご注意ください。

ﾍﾟｰｼﾞﾄｯﾌﾟへ

同意する

戻る

重要事項説明②

ｽﾀｰﾄ ・・・■・■

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報が掲載されています。必ず最後までお読みください。加入者と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合は、本内容を加入者から被保険者（保険の対象となる方）全員にご説明ください。

※すべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「約款」をご確認ください。

Ⅲ. ご加入後におけるご注意事項

1.解約されるとき

2.被保険者からのお申し出による解約

Ⅳ．その他ご留意いただきたいこと

1.個人情報の取扱いに関するご案内
2.ご加入の取消し・無効・重大事由による解除
3.保険会社破綻時の取扱い
4.その他ご加入に関するご注意事項
5.事故が起こったとき
6.電話での加入手続き
7.通信環境
8.接続料金
9.通信トラブル時等の責任関係

重要事項説明は電子ﾌｧｲﾙでの提供となります。「ﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ」ﾎﾞﾀﾝをｸﾘｯｸし、電子ﾌｧｲﾙを保存されることをおすすめします。

ダウンロード

※この画面からﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞできない場合には、ﾊﾟｿｺﾝ等にてﾄﾞｺﾓの PC 版ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ（ https://www.nttdocomo.co.jp/service/convenience/insurance/onetime_insurance/golfer/）からﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞしてください。

「重要事項説明」の内容にご同意いただける場合、かつ電子ﾌｧｲﾙでの提供にご承諾いただける場合は、「同意する」をｸﾘｯｸしてください。

同意する
戻る

重要事項説明

本保険は、東京海上日動火災保険株式会社等（以下、「引受保険会社」といいます。）＊ を引受保険会社とし、株式会社 NTT ﾄﾞｺﾓ（以下「当社」といいます。）をその幹事代理店とし、当社を保険契約者とし、加入者または加入者が指定した方を被保険者（保険の対象となる方）とす

る一般包括契約（以下、「保険」といいます。）です。また、本保険は、FOMA サービス、Xi サービスもしくは 5G サービス（以降、総称して「通信サービス」といいます）の契約者（以降「回線契約者」といいます）がご加入いただけます。

＊ 本保険は複数の保険会社による共同保険契約です。引受保険会社と引受割合はｺﾁﾗをご覧ください。

※当社は、引受保険会社の幹事代理店として、保険契約の締結・保険料の領収・ご契約の管理等の業務を行います。したがいまして、当社との間で有効に成立したご契約については、引受保険会社と直接契約されたものとなります。また、当社の業務委託先である株式会社エヌ・ティ・ティ・イフは、引受保険会社の代理店として、各種お問い合わせを承ります。なお、事故受付時の業務は引受保険会社が行います。

Ⅲ．ご加入後におけるご注意事項

1.解約されるとき＜契約概要・注意喚起情報＞

・保険期間を通じて、解約返れい金はありません。

・保険期間開始後にご加入を解約される場合は、「ご加入状況確認・取消」画面で解約手続きをするか、もしくはﾄﾞｺﾓの保険お問い合わせｾﾝﾀｰまでご連絡ください。

0120-141-458

受付時間：午前10時～午後6時（日曜・祝日・年末年始除く）

※携帯電話、PHS（他社）からもご利用になれます。

※一部のIP電話からは接続できない場合があります。

ﾍﾟｰｼﾞﾄｯﾌﾟへ

2.被保険者からのお申出による解約＜注意喚起情報＞

被保険者（保険の対象となる方）からのお申出によりその被保険者（保険の対象となる方）に係るご加入を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、東京海上日動ﾄﾞｺﾓの保険ｻﾎﾟｰﾄﾃﾞｽｸ(0120-789-199)までお問い合わせください。本内容については、被保険者（保険の対象となる方）の方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

ﾍﾟｰｼﾞﾄｯﾌﾟへ

Ⅳ．その他ご留意いただきたいこと

1.個人情報の取扱いに関するご案内<注意喚起情報>

・保険契約者である当社は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のｸﾞﾙｰﾌﾟ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、

本契約の管理・履行、付帯ｻｰﾋﾞｽの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・ｻｰﾋﾞｽの案内・提供、ｱﾝｹｰﾄ等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（ｾﾝｼﾃｨﾌﾞ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
②契約締結、保険金・給付金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
③引受保険会社と引受保険会社のｸﾞﾙｰﾌﾟ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・ｻｰﾋﾞｽ等の提供・案内のために、共同して利用すること
④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
⑥契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報等を契約者に対して提供すること
※詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ（http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/）　および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
・損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者（保険の対象となる方）または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

ﾍﾟｰｼﾞﾄｯﾌﾟへ

2.ご加入の取消し・無効・重大事由による解除

・ご契約者、被保険者（保険の対象となる方）または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。
・その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

ﾍﾟｰｼﾞﾄｯﾌﾟへ

3. 保険会社破綻時の取扱い＜注意喚起情報＞

・引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
・引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金・返れい金等は原則として 80%*1 まで補償されます。
*1　破綻保険会社の支払停止から 3 か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については 100%まで補償されます。

ﾍﾟｰｼﾞﾄｯﾌﾟへ

4. その他ご加入に関するご注意事項＜注意喚起情報＞

・当社は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、当社との間で有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接締結されたものとなります。
・ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

ﾍﾟｰｼﾞﾄｯﾌﾟへ

5. 事故が起こったとき

・事故が発生した場合には、直ちに東京海上日動ﾄﾞｺﾓの保険ｻﾎﾟｰﾄﾃﾞｽｸ(0120-789-199)へご連絡ください。
・個人賠償責任補償特約において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず引受保険会社とご相談いただきながらご対応ください。
・保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
〇印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の被保険者(保険の対象となる方)、保険金の受取人であることを確認するための書類
〇引受保険会社の定める傷害の程度、治療内容および治療期間等を証明する被保険者(保険の対象となる方)以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（引受保険会社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
〇他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、引受保険会社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
〇引受保険会社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
・被保険者(保険の対象となる方)または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき被保険者(保険の対象となる方)または保険金の受取人の代理人がいない場合は、被保険者(保険の対象となる方)または保険金の受取人の配偶者*1

または３親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち引受保険会社所定の条件を満たす方が、被保険者（保険の対象となる方）または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。
*1 法律上の配偶者に限ります。
・保険金請求権には時効（３年）がありますのでご注意ください。
・損害が生じたことにより被保険者（保険の対象となる方）等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、引受保険会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は引受保険会社に移転します。
・個人賠償責任補償特約において、被保険者（保険の対象となる方）が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
〇被保険者（保険の対象となる方）が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
〇相手方が被保険者（保険の対象となる方）への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
〇被保険者（保険の対象となる方）の指図に基づき、引受保険会社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

ﾍﾟｰｼﾞﾄｯﾌﾟへ

6. 電話での加入手続き

本保険は、専用ｻｲﾄを経由してのお申込みとなり、お電話によるお申込みはできませんのでご了承ください。

ﾍﾟｰｼﾞﾄｯﾌﾟへ

7. 通信環境

通信電波の安定した場所にて加入手続きを行うようにしてください。ご加入の成立後、ﾒｯｾｰｼﾞＲで加入者証を送信します。なお、加入者証については、本保険をお申込みいただいた専用ｻｲﾄ上の「加入状況確認・取消」の欄でも確認可能です。また、通信状況によりご加入手続き完了画面以前に接続が切れてしまった場合は、ご加入手続きが有効に成立しておりませんのでお手続きをやり直してください。

ﾍﾟｰｼﾞﾄｯﾌﾟへ

8. 接続料金

加入手続を行う際にかかるﾊﾟｹｯﾄ通信料は一部を除きお客様の負担となります。

ﾍﾟｰｼﾞﾄｯﾌﾟへ

9. 通信ﾄﾗﾌﾞﾙ時等の責任関係

当社および引受保険会社の責によらない通信手段や端末の障害等により、ｲﾝﾀｰﾈｯﾄでのお申込みが遅延または不能となったためにお客様に生じた損害につきましては、当社および引受保険会社は、責任を負いません。なお、当社が提供する通信ｻｰﾋﾞｽ等の障害等により生じた損害に対する責任につきましては、当社が別に定める通信ｻｰﾋﾞｽ約款の規定に従うものとします。また、通信経路での盗聴等により、保険契約情報等が漏洩したためにお客様に生じた損害につきましては、当社および引受保険会社は、責任を負いません。
その他については、日本国内の法令によります。なお、当社の提供する通信ｻｰﾋﾞｽの支障等に関する当社の責任については、FOMA ｻｰﾋﾞｽ、Xi ｻｰﾋﾞｽもしくは 5G ｻｰﾋﾞｽ契約約款等当社の定める電気通信ｻｰﾋﾞｽに関する約款の定めによります。

ﾍﾟｰｼﾞﾄｯﾌﾟへ

●保険に関するご意見・ご相談はドコモの保険お問い合わせｾﾝﾀｰにて承ります。<注意喚起情報>
0120-141-458
受付時間:午前 10 時～午後 6 時
(日曜・祝日・年末年始を除く。)
※一部の IP 電話からは接続できない場合があります。

●一般社団法人日本損害保険協会　そんぽＡＤＲｾﾝﾀｰ(指定紛争解決機関)<注意喚起情報>
引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞをご確認ください。
(PC から http://www.sonpo.or.jp/)
0570-022808<通話料有料>
IP 電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。
受付時間:平日午前 9 時 15 分～午後 5 時(土・日・祝日・年末年始はお休みとなります。)

●事故のご連絡
東京海上日動ﾄﾞｺﾓの保険ｻﾎﾟｰﾄﾃﾞｽｸにて承ります。
0120-789-199
※携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用になれます。

受付時間:24 時間 365 日

●ﾄﾞｺﾓの保険お問い合わせｾﾝﾀｰ
ご不明点のお問い合わせや解約のお申出、住所変更の際のご連絡先
0120-141-458
受付時間:午前 10 時～午後 6 時
(日曜・祝日・年末年始除く)
※携帯電話、ＰＨＳ(他社)からもご利用になれます。
※一部のＩＰ電話からは接続できない場合があります。

ﾍﾟｰｼﾞﾄｯﾌﾟへ

「重要事項説明」の内容にご同意いただける場合、かつ電子ﾌｧｲﾙでの提供にご承諾いただける場合は、「同意する」をｸﾘｯｸしてください。

同意する
戻る

【ご加入内容確認事項（意向確認・確認事項)】

ご加入内容確認事項
(意向把握・確認事項)

ｽﾀｰﾄ ・・・■・■

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるようご加入いただく保険商品がご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご入力いただいていること等を確認させていただくためのものです。以下の各項目について、再度ご確認ください。

ご不明な点は、ﾄﾞｺﾓの保険お問い合わせｾﾝﾀｰ(0120-141-458)までお問い合わせください。

下記内容を確認しました

1. 本保険商品は、ｺﾞﾙﾌの練習、競技中等のｹｶﾞや法律上の損害賠償責任等を補償する保険です。お客様のご意向に合致していることをご確認ください。

2. 申込画面でご案内しております補償内容等をよくご確認ください。

3. ご加入される保険が以下の点でお客様のご希望に沿った内容となっていることをご確認ください。
ご希望に沿った内容でない場合は、上記ﾄﾞｺﾓの保険お問い合わせｾﾝﾀｰ(0120-141-458)までお申出ください。

〇引受保険会社が保険金をお支払いする主な場合(*)
〇保険期間(保険のご契約期間)(*)
〇保険金額(ご契約金額)(*)
〇保険料相当額・保険料相当額払込方法(*)

〇被保険者
(*)詳細については重要事項説明、約款をご確認ください。また、実際のお客様のご加入内容については申込画面にてご確認ください。

4. 「告知事項」につき、以下の点をご確認ください。万一、表示誤り・入力誤り・入力漏れがある場合は、訂正してください。
〇「告知事項」画面のご質問事項には正しく告知いただいていますか？

5. 重要事項説明の内容についてご確認いただけましたか？
特に「引受保険会社が保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1 被保険者またはそのご家族が、個人賠償責任補償特約、携行品特約またはホールインワン・アルバトロス費用補償特約と補償内容が同様の保険契約*2 を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
*2 ｺﾞﾙﾌｧｰ保険以外の保険契約にｾｯﾄされる特約や他の保険会社の保険契約を含みます。

6. 以下の内容をご確認いただきましたか?(詳細は重要事項説明をご参照ください。)
・ ﾎｰﾙｲﾝﾜﾝ･ｱﾙﾊﾞﾄﾛｽ費用補償特約は、ｱﾏﾁｭｱの方だけを対象とするもので、ﾌﾟﾛ資格の保有者およびｺﾞﾙﾌの競技または指導を職業としている方は本特約による保険金のお支払いの対象となりません。
・ ｾﾙﾌﾌﾟﾚｰの場合は、ﾎｰﾙｲﾝﾜﾝ･ｱﾙﾊﾞﾄﾛｽを目撃したｺﾞﾙﾌ場の従業員等の目撃証明や記録媒体に記録されたﾋﾞﾃﾞｵ映像等の客観的な資料の提出が保険金のお支払いに際して必要となります。

・ 複数の契約にご加入されても、ﾎｰﾙｲﾝﾜﾝ･ｱﾙﾊﾞﾄﾛｽ費用に対する保険金額は合算して増額されません。
(例)本ｺﾞﾙﾌｧｰ保険(保険金額 30 万円)とＡ社の保険(保険金額 50 万円)の 2 つの契約に加入された場合、ﾎｰﾙｲﾝﾜﾝ･ｱﾙﾊﾞﾄﾛｽ費用として本保険の引受保険会社とＡ社からお支払いする保険金の合計は 50 万円(最も高い保険金額)が限度となります。(本ｺﾞﾙﾌｧｰ保険に複数加入された場合も同様となります。)

内容を確認しました

戻る

ご不明な点につきましては、ﾄﾞｺﾓの保険お問い合わせｾﾝﾀｰ
（0120-141-458）までお問い合わせください。

「重要事項説明」の内容および「ご加入内容確認事項」にご同意いただける場合、かつ電子ﾌｧｲﾙでの提供にご承諾いただける場合は、「同意する」をｸﾘｯｸしてください。

ﾍﾟｰｼﾞﾄｯﾌﾟへ

同意する

戻る